
海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 達 第 35 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 6 月 30 日 達 第 35 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-2.を次のように改める。

-2. 規則 2 編 2.1.2-3.にいう二酸化炭素放出抑制に関する資料の詳細は次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素放出抑制指標計算書とは、二酸化炭素放出抑制指標の計算条件に関する基本的な情報が記載された文書であり、当該資料には次の項目を含めること。
 - (a) ~~載荷重量~~次の **i)**から **iii)**のいずれかの情報、主/補機出力、推定船速~~及び並びに~~主及び補機燃費等の基礎データ（各データ値を示したもの。主機及び補機の燃費を示す原動機取扱引書のコピー等も併せて添付すること。）
 - i) Ro-ro 貨物船（自動車運搬船）の場合、総トン数及び載貨重量
 - ii) 旅客船及び非従来型の推進のクルーズ客船の場合、総トン数
 - iii) 前 i)及び ii)に掲げる船舶以外の船舶の場合、載貨重量
 - (b)から(g)は省略
 - (h) LNG 運搬船にあっては、次の **i)**から **v)**の情報
 - i) 推進装置の形式及び概要（直接駆動のディーゼル推進、ディーゼル発電推進、蒸気タービン等）
 - ii) LNG タンク容積（単位は m^3 とする。）及び船舶全体のボイルオフガスの設計発生量（1 日あたり。建造契約時に決定されるものとする。）
 - iii) ディーゼル発電推進の場合、プロペラ軸の軸出力（モータを定格出力の 100%で運転した場合の伝達装置後のもの。）及び発電効率
 - iv) 蒸気タービンの場合、連続最大定格出力
 - v) 蒸気タービンの場合、証明された燃料消費率（単位は g/kWh とする。）
 - ~~(hi)~~ その他、本会が必要と認める資料
- (2) 追加資料とは、本会が二酸化炭素放出抑制指標を確認するための**(1)**以外の資料であり、原則として、次の項目を含めること。
 - (a) 水槽試験実施機関概要（水槽試験の信頼性を確認するための補助的資料。水槽試験実施機関名称、水槽設備の仕様、計測機器の較正記録を示すこと。）
 - (b) 模型船と実船の線図（模型船と実船が相似であることを確認するための資料。）

- (c) 軽荷重量及び排水量テーブル（載荷重量確認のための資料。）
- (d) 水槽試験結果の詳細レポート及びパワーカーブ推定計算の詳細レポート（二酸化炭素放出抑制指標の計算条件及び海上試運転時の速力試験条件における船速が同じ計算手順に従って推定されていることを確認するための資料。）
- (e) 水槽試験を省略した場合はその理由（水槽試験を省略することの妥当性を示す資料。同型船の線図及び水槽試験の結果を含めること。）
- (f) LNG 運搬船にあっては、次の **i)** 及び **ii)** の計算手順の詳細
 - i) 所定の速力の条件下において通常航海時の最大電力負荷に対して給電するための補機の要求出力
 - ii) 蒸気タービンの場合、燃料消費率
- (g) その他、本会が必要と認める資料

附 則

1. この達は、2016 年 6 月 30 日から施行する。